

61 公金徴収（私債権等）事務研修

【合同研修】

目的	強制徴収ができない各種使用料・手数料等（公営住宅家賃や水道料金、給食費等）の債権についての法律関係、支払督促の申し立てや、強制執行等の裁判所の関与が必要な公金徴収の具体的な進め方等の基礎知識を習得する。			
内容	講師（弁護士）による、各項目の概要説明や法的根拠、判例と照らし合わせながらの解説及び演習問題での事例検証等（テキストや資料集の内容が充実しており、研修後に職場での参考資料としても活用できる）			
実施年月日	令和7年11月17日（月）～18日（火）	定員	42名（市町村職員30名 県職員12名）	
対象者	（市町村） 受講を希望する職員 （県） 受講を希望する職員			
実施場所	大分県自治人材育成センター			
推薦期限	令和7年10月10日（金）	《第12回》	経費内訳	内訳表1
指定ホテル	—	その他留意事項	—	
研修講師 （プロフィール）	<p>【一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座講師（弁護士） 伊藤 義文（いとう よしふみ）氏】 伊藤総合法律事務所 弁護士 一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座 講師</p> <p>平成8年3月 京都大学法学部卒 平成8年4月 千葉県庁入庁 千葉県葛飾支所税務課（現：松戸県税事務所）勤務 平成11年3月 千葉県庁退職 平成11年4月 第53期司法修習生 平成12年10月 弁護士登録 千葉総合法律事務所勤務 平成15年3月 真田・伊藤総合法律事務所勤務 平成20年3月 伊藤総合法律事務所設立 現在に至る</p>			
受講者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・法律家からの専門的な話が聞けてとても有意義だった。 ・債権管理の中でも特に馴染みの薄い私債権について、事例を踏まえながら実際の事務に則した流れで説明していただき、とてもイメージがわきやすくなりやすかった。 ・法令のみではなく、事例説明や演習問題も盛り込まれており、より実践的なノウハウを得ることができた。 			
備考				

時間割									
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	8:50	20	30						30
1日目	受付	オリエンテーション	1. 債権総論 ・公債権と私債権 ・強制徴収公債権と非強制徴収公債権の区分	昼食		2. 地方自治法上の債権回収手続 3. 債権回収にあたっての裁判所の利用等			
2日目	受付		3. 債権回収にあたっての裁判所の利用等（事例演習を含む）	昼食		4. 倒産手続と債権管理 5. 時効管理 6. 債権放棄・不納欠損	閉講		
	8:45	15						15	17:00
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。